

議案第 62 号

桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例

桐生市立学校設置条例(昭和 40 年桐生市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中桐生市立黒保根小学校の項を削る。

第 4 条の表中桐生市立黒保根中学校の項を削る。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(義務教育学校の名称及び位置)

第 5 条 市立義務教育学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
桐生市立黒保根学園	桐生市黒保根町水沼 400 番地

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(桐生市立学校施設使用条例の一部改正)

2 桐生市立学校施設使用条例(平成 21 年桐生市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の部小学校、中学校の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(桐生市青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 桐生市青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例(平成 17 年桐生市条例 175 号)の一部を次のように改正する。

別表区分の項 3 歳以上の未就学児、小学校及び中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者の欄中「、小学校及び中学校」を「並びに小学校の児童並びに中学校の生徒並びに義務教育学校」に、同項高等学校、高等専門学校及びこれらに類する学校の生徒及び学生並びに 25 歳未満の青少年並びにこれらの指導者の欄中「、高等専門学校及び」を「の生徒並びに高等専門学校の学生並びに」に改める。

(桐生市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

4 桐生市青少年問題協議会設置条例(昭和 41 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「ごと」の次に「及び義務教育学校区」を加える。

## 議 案 説 明

議案第 62 号 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

桐生市立黒保根小学校及び桐生市立黒保根中学校を廃止し、桐生市立黒保根学園を設置するため、所要の改正を行おうとするものです。